

議案第 4 9 0 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」との次に「、100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とを加える。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500

9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	

69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				

	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 大田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を削る。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員 年間支給月数（期末勤勉手当合計） 2.40月分 → 2.45月分（0.05月増） 単位：月分 				
		6月	12月	計
改定前	期末	0.700	0.700	1.400
	勤勉	0.500	0.500	1.000
	計	1.200	1.200	2.400
改定後	期末	0.700	0.725	1.425
	勤勉	0.500	0.525	1.025
	計	1.200	1.250	2.450

(2) 令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容	関係条文																															
期末勤勉手当の支給割合の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員以外の職員 年間支給月数（期末勤勉手当合計） 4.65月分 → 4.65月分（増減なし） 単位：月分 	第19条第2項・同条第3項・第20条第2項																															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定前</td> <td>期末</td> <td>1.250</td> <td>1.275</td> <td>2.525</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>1.050</td> <td>1.075</td> <td>2.125</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.300</td> <td>2.350</td> <td>4.650</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定後</td> <td>期末</td> <td>1.2625</td> <td>1.2625</td> <td>2.525</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>1.0625</td> <td>1.0625</td> <td>2.125</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.325</td> <td>2.325</td> <td>4.650</td> </tr> </table>				6月	12月	計	改定前	期末	1.250	1.275	2.525	勤勉	1.050	1.075	2.125	計	2.300	2.350	4.650	改定後	期末	1.2625	1.2625	2.525	勤勉	1.0625	1.0625	2.125	計	2.325	2.325	4.650
		6月	12月	計																													
改定前	期末	1.250	1.275	2.525																													
	勤勉	1.050	1.075	2.125																													
	計	2.300	2.350	4.650																													
改定後	期末	1.2625	1.2625	2.525																													
	勤勉	1.0625	1.0625	2.125																													
	計	2.325	2.325	4.650																													
	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員 年間支給月数（期末勤勉手当合計） 2.45月分 → 2.45月分（増減なし） 単位：月分 																																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6月</td> <td>12月</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定前</td> <td>期末</td> <td>0.700</td> <td>0.725</td> <td>1.425</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.500</td> <td>0.525</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.200</td> <td>1.250</td> <td>2.450</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定後</td> <td>期末</td> <td>0.7125</td> <td>0.7125</td> <td>1.425</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.5125</td> <td>0.5125</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.225</td> <td>1.225</td> <td>2.450</td> </tr> </table>			6月	12月	計	改定前	期末	0.700	0.725	1.425	勤勉	0.500	0.525	1.025	計	1.200	1.250	2.450	改定後	期末	0.7125	0.7125	1.425	勤勉	0.5125	0.5125	1.025	計	1.225	1.225	2.450	
		6月	12月	計																													
改定前	期末	0.700	0.725	1.425																													
	勤勉	0.500	0.525	1.025																													
	計	1.200	1.250	2.450																													
改定後	期末	0.7125	0.7125	1.425																													
	勤勉	0.5125	0.5125	1.025																													
	計	1.225	1.225	2.450																													

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和8年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市職員の給与に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。

議案第 4 9 1 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

大田市市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正
に関する説明資料

1 改正の理由

大田市職員の期末手当の支給割合の改正を踏まえ、大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和7年度の期末手当の支給月数の改定

(単位：月分)

	期末手当		増減
	改定前	改定後	
6月	1.70	1.70	—
12月	1.70	1.75	+0.05
計	3.40	3.45	+0.05

(第3条第2項)

(2) 令和8年度以降の期末手当の支給割合の平準化

(単位：月分)

	期末手当		増減
	改定前	改定後	
6月	1.70	1.725	+0.025
12月	1.75	1.725	△0.025
計	3.45	3.45	—

(第3条第2項)

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和8年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和7年12月1日から適用する。

(2) 改正前の大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の大田市市長、副

市長及び教育長の給与に関する条例の規定により支給される期末手当の内払いとみなす。

議案第 4 9 2 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円

第5条第2項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に、「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の96.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

令和7年人事院勧告の趣旨等を踏まえ、大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和7年度の給料表、期末勤勉手当の支給月数の改定

改正項目	改正の内容	関係条文																															
給料表の改定	<p>・ 特定任期付職員の給料表</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号級</th> <th colspan="2">給料月額</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> <td>405,000</td> <td>+13,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> <td>455,000</td> <td>+15,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> <td>508,000</td> <td>+16,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> <td>574,000</td> <td>+19,000</td> </tr> </tbody> </table>	号級	給料月額		増減	改定前	改定後	1	392,000	405,000	+13,000	2	440,000	455,000	+15,000	3	492,000	508,000	+16,000	4	555,000	574,000	+19,000	第4条第1項									
号級	給料月額		増減																														
	改定前	改定後																															
1	392,000	405,000	+13,000																														
2	440,000	455,000	+15,000																														
3	492,000	508,000	+16,000																														
4	555,000	574,000	+19,000																														
期末勤勉手当の支給月数の改定	<p>・ 特定任期付職員の期末勤勉手当の年間支給月数</p> <p>3.65月分 → 3.70月分 (0.05月増)</p> <p style="text-align: right;">単位：月分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改定前</td> <td>期末</td> <td>0.950</td> <td>0.950</td> <td>1.900</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.875</td> <td>0.875</td> <td>1.750</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.825</td> <td>1.825</td> <td>3.650</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定後</td> <td>期末</td> <td>0.950</td> <td>0.975</td> <td>1.925</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.875</td> <td>0.900</td> <td>1.775</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.825</td> <td>1.875</td> <td>3.700</td> </tr> </tbody> </table>			6月	12月	計	改定前	期末	0.950	0.950	1.900	勤勉	0.875	0.875	1.750	計	1.825	1.825	3.650	改定後	期末	0.950	0.975	1.925	勤勉	0.875	0.900	1.775	計	1.825	1.875	3.700	第5条第2項
		6月	12月	計																													
改定前	期末	0.950	0.950	1.900																													
	勤勉	0.875	0.875	1.750																													
	計	1.825	1.825	3.650																													
改定後	期末	0.950	0.975	1.925																													
	勤勉	0.875	0.900	1.775																													
	計	1.825	1.875	3.700																													

(2) 令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容				関係条文	
期末勤勉手当の支給割合の平準化	・ 特定任期付職員の期末勤勉手当の年間支給月数 3.70月分 → 3.70月分（増減なし）				第5条 第2項	
	単位：月分					
			6月	12月		計
	改定前	期末	0.950	0.975		1.925
		勤勉	0.875	0.900		1.775
		計	1.825	1.875		3.700
	改定後	期末	0.9625	0.9625		1.925
勤勉		0.8875	0.8875	1.775		
計		1.850	1.850	3.700		

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和8年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。

議案第 4 9 3 号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「「100分の52.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を加える。

第23条の2第1項中「「100分の52.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

給号	級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		195,800	242,000
2		196,900	243,300
3		198,100	244,700
4		199,200	246,100
5		200,300	247,500
6		202,000	248,900
7		203,600	250,300
8		205,200	251,700
9		206,700	253,100
10		208,400	254,300
11		210,000	255,600
12		211,600	256,900
13		213,100	258,100

14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600

44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400

74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700

104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

第2条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の58.4375」に改め、「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を削る。

第23条の2第1項中「100分の105」を「100分の10

6. 25」に、「100分の52.5」を「100分の58.4375」に改め、「、「100分の107.5」とあるのは「100分の64.375」と」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、任期が3月以内の者及び会計年度任用職員条例第23条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものについては、この限りでない。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和7年度の給料表、期末勤勉手当の支給月数の改定

改正項目	改正の内容				関係条文
給料表の改定	大田市職員の例に準じ改定（平均4.5%引上げ） ・会計年度任用職員給料表 1級1号給 183,500円 → 195,800円 1級25号給 220,000円 → 232,000円 1級32号給 228,900円 → 240,900円 等				別表第1
期末勤勉手当の支給月数の改定	年間支給月数（期末勤勉手当合計） 3.55月分 → 3.69375月分（0.14375月増） 単位：月分				第14条第1項・第14条の2第1項・第23条第1項・第23条の2第1項
		6月	12月	計	
改定前	期末	1.250	1.250	2.500	
	勤勉	0.525	0.525	1.050	
	計	1.775	1.775	3.550	
改定後	期末	1.250	1.275	2.525	
	勤勉	0.525	0.64375	1.16875	
	計	1.775	1.91875	3.69375	

(2) 令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容				関係条文	
期末勤勉手当の支給割合の平準化	年間支給月数（期末勤勉手当合計） 3.69375月分 → 3.69375月分（増減なし） 単位：月分				第14条第1項・第14条の2第1項・第23条第1項・第23条の2第1項	
			6月	12月		計
	改定前	期末	1.250	1.275		2.525
		勤勉	0.525	0.64375		1.16875
		計	1.775	1.91875		3.69375
	改定後	期末	1.2625	1.2625		2.525
		勤勉	0.584375	0.584375		1.16875
計		1.846875	1.846875	3.69375		

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和8年4月1日から施行する。また、2(1)については、任期が3月以内の者及び勤務時間が著しく短い者を除き、令和7年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。